平成２９年７月３１日

ＩＥＣ／ＴＣ１２４国内審議委員会の設立と役割について

１．設立の経緯

１９９５年に世界貿易機関（ＷＴＯ）から発行された「貿易の技術的障害に関する協定（ＴＢＴ協定）」と「政府調達協定」により、国内規格と国際規格の整合化が義務付けられ、優れた技術・製品であっても国際標準に合致しないと市場を獲得出来ないというリスクが益々高まっている。我が国の技術を国際標準化することは、同じ仕様、品質の製品を安心して購入出来ることで市場が拡大する、国内と同じ製品仕様・出荷試験で他国での製造、販売が可能になる、知財権により外貨利益を獲得出来る、と言った利点があげられるが、他国の異なる技術が国際標準となると、当該国での輸入が差し止められる、開発、設計、製造など、あらゆる場面で二重の投資を余儀なくされることが予想される。

こうした標準化の重要性が高まる中、韓国ＮＣから、国際電気標準会議（ＩＥＣ）に、新ＴＣとして「Wearable electronic devices and technologies」の設立提案がなされ、当該分野の国際標準化活動が実施される運びとなった。

【新ＴＣ設立の経緯】

（１）2014 年 11 月、ＩＥＣ東京大会ＳＭＢ会議において、韓国から Wearable Smart Devices の新ＴＣ設立の提案があり、ａｈＧ５６で議論することとなった。

（２）2015 年 6 月、ＳＭＢジュネーブ会議において、ａｈＧ５６の報告を踏まえＳＧ１０が設置され、日韓のココンビナ体制で、新ＴＣの設立の可否に関する更なる検討を行った。

（３）2016 年 6 月、ＳＧ１０第 4 回会合（東京）において、新ＴＣ設立に関する報告書をとりまとめ、ＳＭＢに提出した。

（４）2016 年 10 月、ＩＥＣフランクフルト大会ＳＭＢ会議において、報告書が承認された。直ちに、Ｃ／１９９８／ＤＶが回付され、全ＮＣに賛否を問う投票手続きが行われた。

（５）2017 年 1 月、Ｃ／２００９／ＲＶが回付され、ＮＣ投票の結果は「承認」となった。

（６）2017 年 2 月、ＳＭＢニューメキシコシティ会議において、ＴＣ１２４として設立が正式に承認された。その後、１２４／１／ＡＣが回付され、提案者である韓国が幹事国に就任することが周知された。

２．設立の目的

ＩＥＣ／ＴＣ１２４設立に伴い、我が国が国際標準化に積極的に取り組み、産業競争力をさらに強化することを目的に、日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）より一般社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）が審議団体として承認され、対応組織「ＴＣ１２４国内審議委員会」を設置する。

ＴＣ１２４「Wearable electronic devices and technologies」の標準化活動は、我が

国としても、産業優位性を確保するためにも積極的な関与が必要不可欠である。そのためには、我が国の優れた技術を保有する関連企業（デバイス、プロセス、装置、材料、製品等）及び関連する研究機関と一体となり、ＡＬＬ ＪＡＰＡＮとして力強く国際競争力のある産業育成を図っていく必要がある。

３．活動内容

Wearable electronic devices and technologies に関する国際標準化の推進を行う。

（１）我が国の国際優位性を確保するための戦略的な提案

（２）ＩＥＣ審議文書の審議・検討

（３）国内外の国際会議等への参加・協力など

（４）当該分野に係わるＩＥＣ各関連ＴＣ、及び諸機関・団体との連携

（５）その他

４．委員会組織の位置付けと委員の構成

（１）日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）から、審議団体として承認された一般社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）に、対応組織「ＴＣ１２４国内審議委員会」を設置する。日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ）、及びＩＥＣ活動推進協議会（ＡＰＣ）と連携し、一般社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）事務局が、運営・管理を行う。

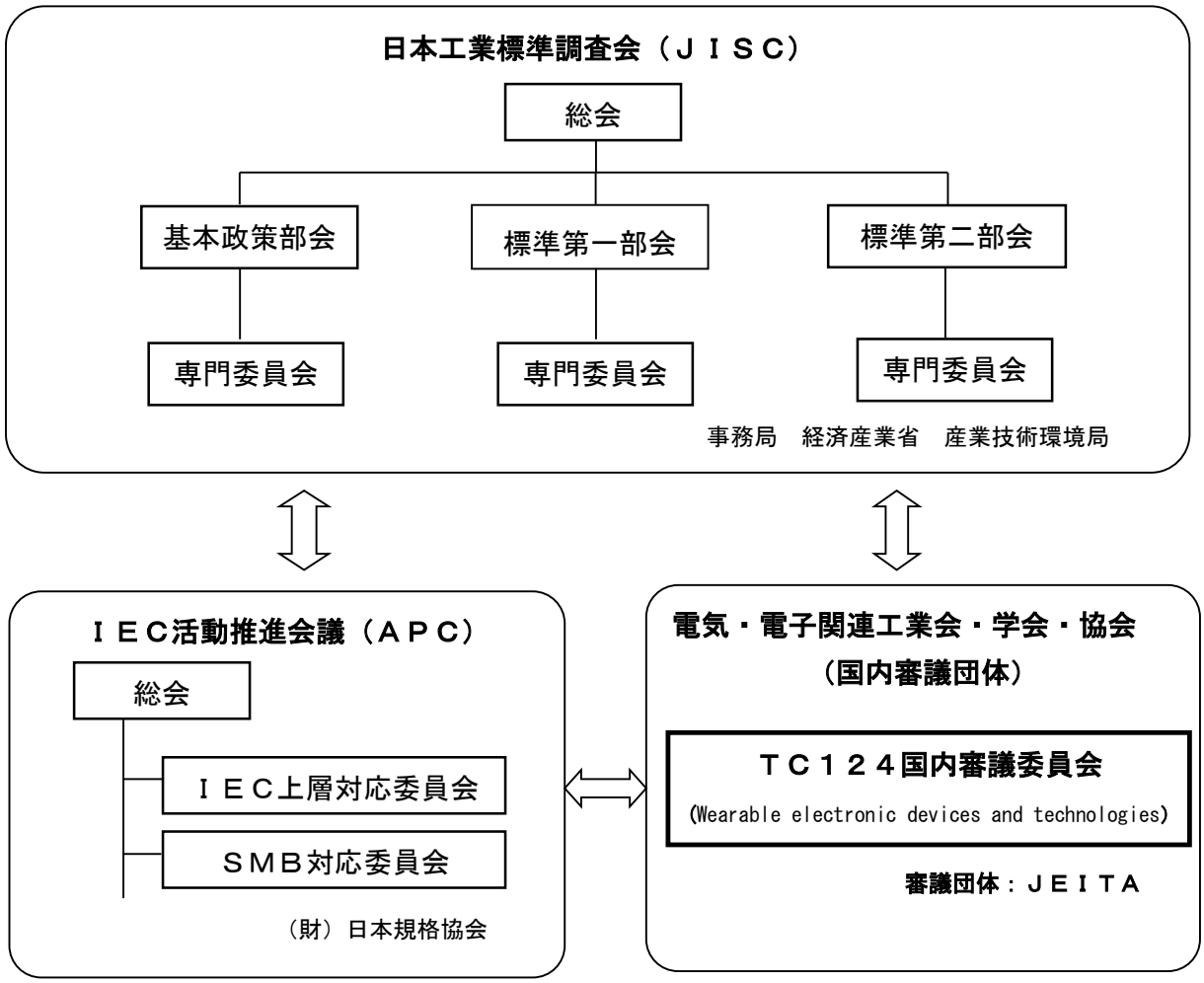

（２）委員構成は、「メーカ」「ユーザ」「中立者」、及び関連組織のリエゾン（代表者）にて構成する。構成委員の中から、委員長（中立者）、幹事（メーカ）を置き、活動の効率化を図る。

５．会議開催

国際会議の動向に合わせ、適宜開催することとする（概ね年４回程度を想定）。
また、必要に応じて、「幹事会」を開催する。

６．運営経費

国内審議委員会に関わる運営経費は、ＪＥＩＴＡに設置予定の「Wearable electronic devices and technologie 標準化専門委員会（仮称）」（産業界を中心に構成）の協力・支援を得ることとする。

７．担当事務局

一般社団法人電子情報技術産業協会／標準化センター
〒100-0004　東京都千代田区大手町１－１－３　大手センタービル
TEL　03-5218-1059　　FAX 03-5218-1078

以　上